

床下・小屋裏換気
設置のお客様へ
| 保存版 |

換気扇を安全・安心して ご使用頂くためのお願いです。

長期使用製品安全表示制度

長期使用製品安全点検・表示制度
改正法制度による新制度 H21年4月開始



経済産業省より長期に亘り使用され、重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品(扇風機・エアコン・換気扇・洗濯機・ブラウン管テレビ)には、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度が義務化されました。

設計上の標準使用期間(製品や取扱い説明書等に表示)



【製造年】20××年
【設計上の標準使用期間】10年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

商品の安全対策に関するご協力

より安全にご使用頂くため
SEIHO独自に設けた点検制度



製品や取扱い説明書等に「設計上の標準使用期間」を表示し、注意喚起を促しておりますが、法施行前の注意喚起表示のない製品も性能や品質は同じものになりますので同様に安全・安心してご使用頂くために点検や部品交換の社内基準を設け取り組む事と致しました。

基本的には使用5年毎に各部位の点検を行い、使用が10年を経過した製品については製品の買い替え又は、安全重要部品(モーターや接続部品)の交換をおすすめします。

床下換気扇は湿気や埃等の多い環境での使用となり、経年劣化で故障している可能性があります。さらに故障したまま使い続けていると、製品焼損などの事故にいたる可能性がございますので、一般の家電製品に比べ厳しい基準を設けております。

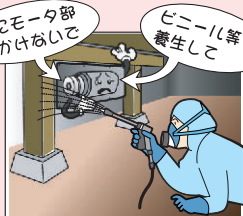
換気扇を安全・安心してご使用頂くため、ご理解頂きます様、宜しくお願い申し上げます。

特に安全重要部品(モーターや接続部)は注意して点検をお願いします



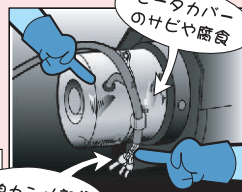
水や薬剤を商品につけたりかけたりしない。(特にモーター部)

※破損、変形、火災の原因やショート感電の恐れがあります。



モーターカバーや電線カシメ部分にサビや腐食がないか。

※火災、感電の原因となります。



コントローラーやタイマー結線部がゆるんでいないか。

※火災、感電、火傷の原因となります。



※基本的に点検や部品交換費用はお客様負担となります。※10年を経過した製品で点検を行ってない場合や製品に不具合が確認された場合は、ご使用の中止または、点検依頼をお願いします。

制度については

●販売店

<http://www.meti.go.jp>

もしくは 製品安全ガイド 検索

消費者の
みなさまへ

長期使用製品安全
点検・表示制度

【この制度の問い合わせ】経済産業省またはお近くの経済産業局にお問い合わせください。

※弊社換気システムに関するお問い合わせは、お客様相談室 ☎ 0120-278-900

弊社換気システム以外の製品に関するお問い合わせは、販売店またはメーカーにお問い合わせください。

●発売元



セイホプロダクツ株式会社

機器事業本部

〒816-0971 福岡県大野城市牛頭2364-3
tel.092-595-0704 fax.092-595-0931